

質問回答書

回答日 令和7年(2025年)9月12日

募集施設名	亀田交流プラザ等	
質問事項	回答事項	
現在募集している複数の施設に同時に応募することは可能か。	・複数の施設に同時に応募することは可能です。	
複数の施設への同時応募が可能な場合、もし複数の優先交渉者となったら、契約をする施設を選択することは可能か(一部の施設の辞退は可能であるか)。	・優先交渉権者を辞退することは可能です。 その場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。	
契約期間中の使用料を一括で納入できるか。	・契約期間中の契約料を一括で納入することはできません。 ・契約料の支払いについては、一会計年度単位で各年度の4月末日にお支払いしていただきます。 また、契約期間開始日が年度途中の場合、初年度分の支払い時期については、契約月の末日となります。 なお、契約額が高額である等の理由で、4月末日に該当年度分の一括納付が困難な場合は、協議のうえ、支払回数を増やすことも可能ですが、後払いとならないように設定いたします。	
契約期間中に途中解約できるのか。	・天災地変等の相応の理由により可能ですが、ネーミングライツパートナーの負担により、原状回復等を行うものとしします。 なお、市は納付済みのネーミングライツ料の返還や提供された役務等の	

	負担はしないものとします。
物品や役務の提供等，想定される事案があるのか。	・ 特段想定しておりません。
優先交渉権者となった場合，施設の看板等の標示変更を行うこととなるが，当該施設のどの看板が対象となるのか教えて欲しい。	・ 優先交渉権者が希望する看板等において標示変更を行うこととなります。 なお，看板等の設置および変更等につきましては，函館市屋外広告条例など関係法令等を遵守してください。
表示変更に伴う工事費用の概算金額は，市で把握しているのか。	・ 表示変更等に伴う工事費用について，市では把握していません。
表示変更に伴う工事にかかる業者の選定は，優先交渉権者に一任されるのか。	・ 表示変更にともなう工事施工業者については，優先交渉権者において手配してください。
施設の一部（1．80㎡）程，無償で利用することができるのか。	・ ネーミングライツの看板設置による施設の一部利用の場合は無償で利用することが可能です。 なお，ネーミングライツパートナーに対する施設の無料貸出等は予定していません。
ネーミングのサイズ及び設置場所，設置個数等の制限はあるのか。	・ 優先交渉権者がどのような掲出を希望するかにより制限も異なることが想定されます。 なお，看板等の設置および変更等につきましては，函館市屋外広告条例など関係法令等を遵守してください。
次の方がいた場合，現状復旧が必要か。	・ 契約期間満了までにネーミングライツパートナーに契約更新の有無を確認いたしますが，更新しない場合，契約期間終了時にネーミングライツパートナーの負担により原状回復して

	いただきます。
--	---------